

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 4 月 7 日 (金) 第 402 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	(環境保全課取扱い)	1
○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	4
○保安林の指定予定	(森づくり推進課取扱い)	5
○県営土地改良事業の計画の決定 (3件)	(農地整備課取扱い)	5
○県営土地改良事業の計画の変更 (2件)	(農地整備課取扱い)	6
○公共測量の終了 (3件)	(監理課取扱い)	7
○堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結	(河川課取扱い)	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課取扱い)	8
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課取扱い)	9
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課取扱い)	9
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課取扱い)	9
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課取扱い)	9
○都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更 (6件)	(都市計画課取扱い)	10
○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	11
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	(都市計画課取扱い)	11

公 告

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく令和5年度鹿児島県献血推進計画の公表	(薬務課取扱い)	12
○開発行為に関する工事の完了公告	(建築課取扱い)	12

告 示

鹿児島県告示第344号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により, 令和5年1月24日鹿児島県告示第68号(土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定)で指定した形質変更時要届出区域の全部について, 次のとおり指定を解除する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
霧島市国分山下町1718番1の一部
- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

鹿児島県告示第345号

森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和 5 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市、阿久根市、日置市、志布志市、大崎町、東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和 5 年 5 月 10 日から同年 6 月 30 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1 の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3 に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3 に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3 に掲げる措置を行った者は、令和 5 年 7 月 7 日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が 3 に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3 に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)の期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が 3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(6) 1 の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から 2 週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第346号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和5年5月10日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、令和5年7月7日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
出水郡長島町獅子島字立石2149番，2150番4，2151番，2156番
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島

町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
出水郡長島町獅子島字上平河内2814番14（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字俵字久茂花原605番，676番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（用排水施設等整備）（農業用排水施設整備）小永吉地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月10日から同年5月10日まで
- 3 縦覧場所
日置市役所農地整備課

鹿児島県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備中山間地域型）（農業用排水施設整備及び区画整理）下与倉地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月10日から同年5月10日まで
- 3 縦覧場所
日置市役所農地整備課

鹿児島県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災ダム整備）（農用地利用保全）永吉地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月10日から同年5月10日まで
- 3 縦覧場所
日置市役所農地整備課

鹿児島県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業農村地域防災減災（農地保全整備）（旧：県営農地保全整備）（農業用排水施設整備）竹山地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年4月10日から同年5月10日まで
- 3 縦覧場所

曾於市役所耕地林務課

鹿児島県告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により，土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：県営農地整備事業（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）第四曾於北部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 5 年 4 月 10 日から同年 5 月 10 日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地林務課

鹿児島県告示第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，出水市長から令和 5 年 2 月 24 日鹿児島県告示第163号で告示した公共測量の実施は，令和 5 年 3 月 24 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，曾於市長から令和 4 年 11 月 15 日鹿児島県告示第798号で告示した公共測量の実施は，令和 5 年 3 月 17 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から令和 5 年 2 月 21 日鹿児島県告示第152号で告示した公共測量の実施は，令和 5 年 2 月 22 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第358号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき，次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお，その関係図書は，鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 河川の名称，河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
-------	-----------	-------------------

二級河川 和田川水系 木之下川	両岸堤防	鹿児島市西谷山二丁目19番2地先から19番9地先まで
		鹿児島市西谷山三丁目33番6地先から32番20地先まで
		鹿児島市西谷山三丁目29番9地先
		鹿児島市西谷山三丁目34番地先
		鹿児島市西谷山三丁目35番1地先
		鹿児島市西谷山三丁目36番1地先から39番15地先まで
		鹿児島市西谷山二丁目20番1地先

- 2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名
 種類 鹿児島市道
 路線名 谷山第二地区15号線, 谷山第二地区63号線, 谷山第二地区64号線, 谷山第二地区65号線, 谷山第二地区66号線, 谷山第二地区67号線及び谷山第二地区71号線
- 3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 鹿児島市
 住所 鹿児島市山下町11番1号
 代表者 鹿児島市長 下鶴隆央
- 4 管理の内容
 (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。), 路肩, 道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。), 改築, 維持又は修繕
 (2) 路肩に接する法面^{のり}で, 当該路肩から法長^{のり}1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 5 管理の期間
 令和5年4月7日から道路の存続する日まで

鹿児島県告示第359号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により, 次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は, 鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお, 平成29年10月13日鹿児島県告示第1009号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち渡辺団地地区に係る区域の指定は, 廃止する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
渡辺団地地区	次に掲げる標柱の1号から21号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と21号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	曾於市大隅町中之内字下橋口8841番5
	2号 3号	曾於市大隅町中之内字高堀8245番4
	4号	曾於市大隅町中之内字高堀8244番2
	5号	曾於市大隅町中之内字高堀8240番1
	6号 7号	曾於市大隅町中之内字後迫口8230番1
	8号	曾於市大隅町中之内字後迫口8235番2
	9号	曾於市大隅町中之内字後迫口8235番1
	10号	曾於市大隅町中之内字後迫口8235番3
	11号	曾於市大隅町中之内字吉井8933番1
	12号	曾於市大隅町中之内字吉井8927番13
	13号	曾於市大隅町中之内字吉井8927番19
	14号	曾於市大隅町中之内字吉井8927番20

15号	16号	曾於市大隅町中之内字吉井8927番 8
17号		曾於市大隅町中之内字高附8877番
18号	19号	曾於市大隅町中之内字高附8867番 7
20号	21号	曾於市大隅町中之内字湯田8842番 1

鹿児島県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・前之原 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・前之原 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・前之原 1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・前之原1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
枕崎都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
枕崎都市計画区域

鹿児島県告示第365号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
大崎都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
大崎都市計画区域

鹿児島県告示第366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
大根占都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
大根占都市計画区域

鹿児島県告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規

定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
中種子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
中種子都市計画区域

鹿児島県告示第368号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
天城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
天城都市計画区域

鹿児島県告示第369号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
知名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
知名都市計画区域

鹿児島県告示第370号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により薩摩川内市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年4月7日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 薩摩川内市都市計画下水道
 - (2) 名称 薩摩川内市公共下水道
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
出水市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 出水都市計画下水道事業
 - (2) 名称 出水市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和55年 3 月21日から令和11年 3 月31日まで（変更前令和 5 年 3 月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づく令和 5 年度鹿児島県献血推進計画の公表

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第 5 項の規定により、令和 5 年度鹿児島県献血推進計画を定めたので、鹿児島県くらし保健福祉部薬務課において縦覧に供する。

令和 5 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 5 年 4 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市打馬一丁目11234番 1, 11236番 1, 11236番 2, 11237番 1, 11237番 2, 11238番 1, 11240番 1 の一部, 11240番 2 の一部, 11240番 6 の一部, 11246番 1 の一部, 11246番 3, 11246番10の一部, 11246番12の一部, 11246番13の一部, 11246番15, 11246番16, 11247番 1 の一部, 11247番 2 の一部, 11248番 1 の一部及び11248番 3
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 鹿屋市打馬一丁目11237番 1 の一部, 11237番 2, 11238番 1 の一部, 11240番 1 の一部, 11240番 2 の一部, 11240番 6 の一部, 11246番15の一部, 11246番16, 11247番 1 の一部, 11248番 1 の一部及び11248番 3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿屋市打馬一丁目11248番地 1
医療法人秋津会
理事長 徳田元